

## 2.1.2 都道府県基準の具体例

### - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模太陽光発電施設）



・A県における都道府県基準のイメージ（大規模太陽光発電施設を対象）は以下のとおりです。  
（次ページに続く）

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 （促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況★</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★</li> </ul>
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水施設の状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>A県県民生活課WEBサイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。</li> </ul>
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県自然保護課WEBサイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（促進区域に当該区域を含む場合）</li> <li>当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況★</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。</li> </ul>
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度の高い地域</li> <li>特定植物群落</li> <li>巨樹・巨木林</li> <li>環境省レッドリスト</li> <li>A県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>EADAS</li> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所に聴取</li> <li>A県自然保護課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。</li> <li>当該地の改変を避けた事業計画にすること。</li> <li>指定対象の改変を避けた事業計画にすること。</li> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>

★：住宅1軒1軒では無く、住宅がまとまって存在している地域の状況を把握して、適正な配慮のための考え方を設定することを想定。

## 2.1.2 都道府県基準の具体例

### - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模太陽光発電施設）



②

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>A県ハンターマップ</li> </ul>	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul> <p>※ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</p> <p>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>A県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方環境事務所に聴取</li> <li>A県自然保護課に聴取</li> </ul>	
地域を特徴づける 生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生の対象となる区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所WEBページ</li> <li>自然再生協議会に聴取</li> </ul>	<p>※ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</p> <p>※ 市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。</p> <p>※ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</p> <p>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要里地里山</li> <li>重要湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所に聴取</li> </ul>	
主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点</li> <li>長距離自然歩道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所に聴取</li> <li>A県自然保護課に聴取</li> </ul>	<p>※ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</p> <p>※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p> <p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。</li> <li>事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県立自然公園区域の普通地域</li> <li>風致保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>A県自然保護課WEBページ</li> <li>A県森林GIS</li> </ul>	
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>長距離自然歩道</li> <li>保健保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県自然保護課WEBページ</li> <li>A県森林GIS</li> </ul>	<p>(促進区域に当該歩道や区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
その他A県が 必要と判断するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の安定性への影響</li> <li>土砂災害警戒区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>A県防災情報ポータル</li> </ul>	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。</li> </ul>

## 2.1.2 都道府県基準の具体例

### - 特例事項と考慮対象外事項（対象：太陽光発電施設）①



- 都道府県基準では、規模や設置形態、場所などを勘案して検討し、**特例事項**と**適用除外**とするものを定めることができます。

#### 対象施設の特性を踏まえて定める都道府県基準のイメージ図（太陽光発電）

都道府県基準の種類	対象施設 (規模、設置形態等)	設定事項
原則的な基準	下記の特例事項等が適用される施設 <b>以外の全ての太陽光発電施設</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>促進区域に含めない区域</li><li>考慮対象事項、収集すべき情報、情報の収集手法</li></ul>
都道府県の判断により定める特例事項	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価</b> <b>手続の対象とならない規模</b> であって、 <b>都道府県が特例事項を定める必要があると認める</b> 規模、設置の形態、場所等の太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"><li>促進区域に含めない区域や考慮対象事項等のうち<b>必要な事項（特例事項）</b></li></ul>
原則的な基準及び特例事項の適用除外	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価</b> <b>手続の対象とならない規模</b> であって、 <b>都道府県が考慮対象外事項を定める必要があると認める</b> 規模、設置の形態、場所等の太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"><li><b>国の基準が都道府県基準</b>として設定される</li></ul>



- 都道府県基準の特例事項等は、再エネ施設の規模、設置形態、設置場所などに応じて、**環境負荷が比較的小さい**場合に設定されます（ただし、環境影響評価法の対象規模は除く）。
- 特例事項の例：「工場跡地に設置されるもの（●kW以下）については環境配慮事項のうち、△△及び□□の考慮が必要。 ※○○の考慮は要しない」
- 適用除外の例：「建物の屋根に設置されるものについて環境配慮事項の考慮を要せず、国の基準を都道府県基準とする」

都道府県基準において特例が設定される規模、設置形態、設置場所などの例としては

- 住宅の屋根に設置されるもの
- 工場の屋根に設置されるもの
- 工業団地に設置されるもの
- ゴルフ場跡地に設置されるもの
- 工場跡地に設置されるもの
- 屋根置きかつ10kW未満のもの 等

が考えられます。

## 2.2.2 都道府県基準の具体例

### - 促進区域に含めない区域（対象：大規模風力発電施設）



・A県における都道府県基準のイメージ（大規模風力発電施設を対象）は以下のとおりです。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地・急傾斜地崩壊危険地区</li> <li>・地すべり防止区域</li> <li>・〇〇保安林</li> <li>・△△保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防法・急傾斜地法</li> <li>・地すべり等防止法</li> <li>・森林法</li> <li>・森林法</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区</li> <li>・A県の希少種保護条例に定める区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種の保存法</li> <li>・A県希少種保護条例</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラムサール条約湿地</li> <li>・国指定鳥獣保護区</li> <li>・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区</li> <li>・生息地等保護区</li> <li>・A県の希少種保護条例に定める区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラムサール条約</li> <li>・鳥獣保護管理法</li> <li>・鳥獣保護管理法</li> <li>・種の保存法</li> <li>・A県希少種保護条例</li> </ul>
地域を特徴づける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯</li> <li>・A県自然環境保全地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産条約</li> <li>・自然環境保全法、A県条例</li> </ul>
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立/国定公園区域</li> <li>・A県立自然公園の特別地域</li> <li>・風致地区</li> <li>・歴史的風土保存区域及び特別保存地域</li> <li>・文化財（史跡、名勝、天然記念物）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法</li> <li>・自然公園法、A県条例</li> <li>・都市計画法</li> <li>・古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法</li> <li>・文化財保護法</li> </ul>

## 2.2.2 都道府県基準の具体例

### - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模風力発電施設）①



・A県における都道府県基準のイメージ（大規模風力発電施設を対象）は以下のとおりです。

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況★</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電設備の設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔を一定程度確保すること。★</li> </ul>
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県自然保護課 WEBサイト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(促進区域に当該区域を含む場合)</li> <li>当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
風車の影による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>保全対象施設（学校、病院等）の種類</li> <li>住宅の分布状況★</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>関係部局が示す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風車の影が保全対象施設や住宅に長時間重ならないよう風力発電機の配置を検討すること。</li> </ul>
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生自然度の高い地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定植物群落</li> <li>巨樹・巨木林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地の改変を避けた事業計画にすること。</li> <li>指定対象の改変を避けた事業計画にすること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>A県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方環境事務所に 聴取</li> <li>A県自然保護課に 聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県指定鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>A県ハンターマップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(促進区域に当該区域を含む場合)</li> <li>当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省レッドリスト</li> <li>A県レッドリスト</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方環境事務所に 聴取</li> <li>A県自然保護課に 聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電に係るセンシティブティマップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>

★：住宅1軒1軒では無く、住宅がまとまって存在している地域の状況を把握して、適正な配慮のための考え方を設定することを想定。

## 2.2.2 都道府県基準の具体例

### - 考慮すべき環境配慮事項（対象：大規模風力発電施設）②



・A県における都道府県基準のイメージ（大規模風力発電施設を対象）は以下のとおりです。

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
地域を特徴づける 生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然再生の対象となる区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所WEBページ</li> <li>自然再生協議会に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。</li> <li>※市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要里地里山</li> <li>重要湿地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所に聴取</li> </ul>	
主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観 への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立/国定公園、A県立自然公園の利用施設に位置づけられている眺望点</li> <li>長距離自然歩道</li> <li>世界遺産における眺望点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>地方環境事務所に聴取</li> <li>A県自然保護課に聴取</li> <li>A県文化財保護課に聴取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。</li> <li>※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道、世界遺産からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。</li> </ul> <p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した風力発電機設備の色彩とすること。</li> <li>事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県立自然公園区域の普通地域</li> <li>風致保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>EADAS</li> <li>A県自然保護課WEBページ</li> <li>A県森林GIS</li> </ul>	
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>長距離自然歩道</li> <li>保健保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A県自然保護課WEBページ</li> <li>A県森林GIS</li> </ul>	<p>(促進区域に当該歩道や区域を含む場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</li> </ul>

## 2.2.2 都道府県基準の具体例

### - 特例事項と適用除外（対象：風力発電施設）①



- 都道府県基準では、規模や設置形態、場所などを勘案して検討し、**特例事項**と**適用除外**とするものが定めることができます。

#### 対象施設の特性を踏まえて定める都道府県基準のイメージ図（風力発電）

都道府県基準の種類	対象施設 (規模、設置形態等)	設定事項
原則的な基準	下記の特例事項等が適用される施設 <b>以外の全ての風力発電施設</b>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>促進区域に含めない区域</b></li><li><b>考慮対象事項、収集すべき情報、情報の収集手法</b></li></ul>
都道府県の判断により定める特例事項	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価手続の対象とならない規模</b> であって、 <b>都道府県が特例事項を定める必要があると認める</b> 規模、設置の形態、場所等の風力発電施設	<ul style="list-style-type: none"><li>促進区域に含めない区域や考慮対象事項等のうち<b>必要な事項</b></li></ul>
原則的な基準及び特例事項の適用除外	環境影響評価法に基づく <b>環境影響評価手続の対象とならない規模</b> であって、 <b>都道府県が考慮対象外事項を定める必要があると認める</b> 規模、設置の形態、場所等の風力発電施設	<ul style="list-style-type: none"><li><b>国の基準が都道府県基準</b>として設定される</li></ul>



- ・ 特例事項等を検討する際には、再エネ施設の規模、設置形態、設置場所などを勘案して、**環境負荷が比較的小さいかどうか**が観点になります（ただし、環境影響評価法対象規模は除く）。

都道府県基準において特例が設定される規模、設置形態、設置場所などの例としては

- ・ 建物の屋根に設置されるもの
  - ・ 工業団地に設置されるもの
  - ・ 駐車場に設置されるもの
  - ・ 10kW以下のもの
- 等

が考えられます。



- ・ 都道府県が、都道府県基準を含む地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する際、**地方公共団体実行計画協議会**が組織されているときは、当該協議会で協議が必要です。
- ・ 都道府県基準の設定・変更を行う際には、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置（パブリックコメントや近隣地方公共団体への協議）や協議会における協議等が必要です。

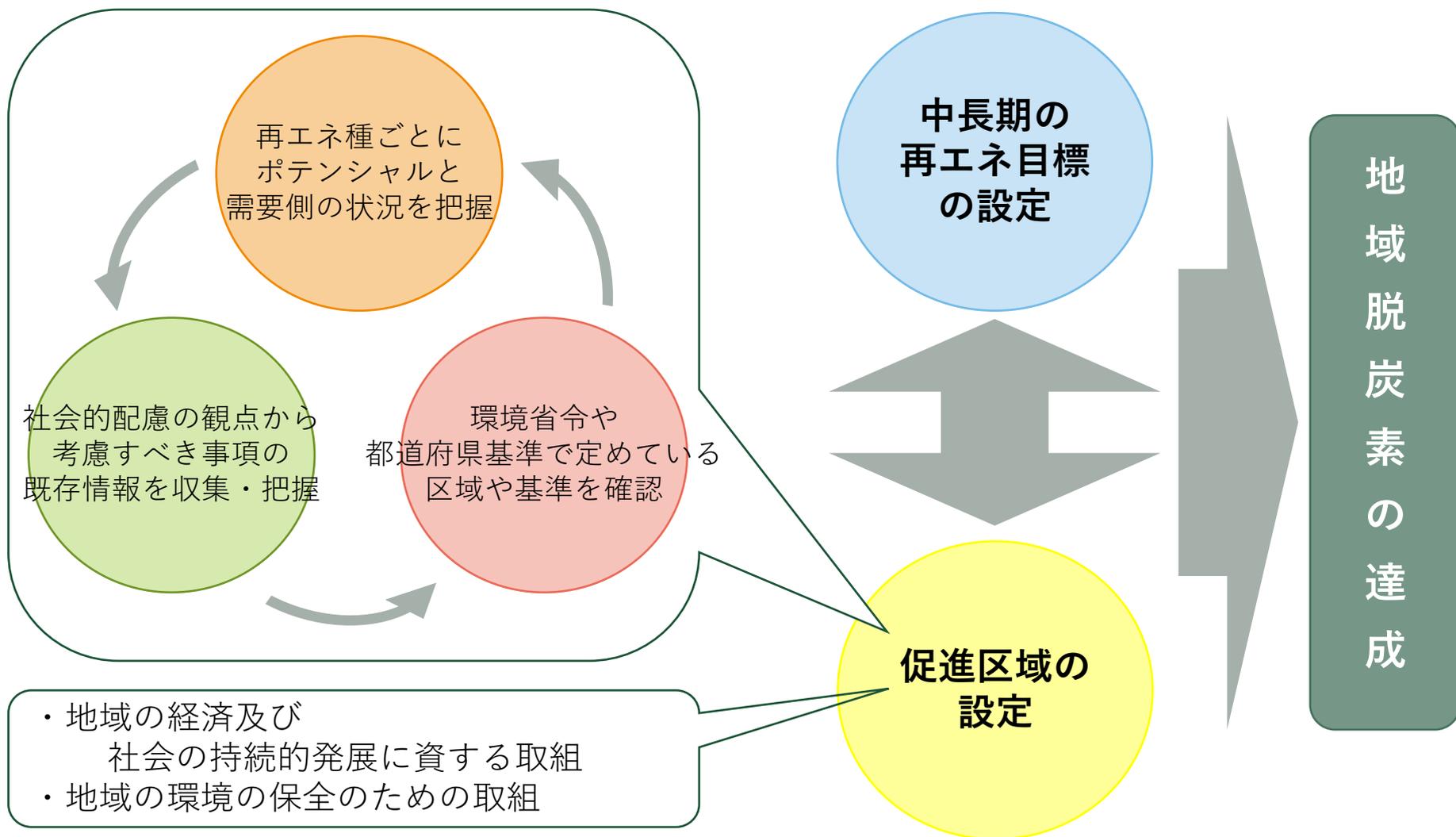
### 都道府県協議会構成メンバー（例）

項目	関係機関
行政機関	都道府県内の関係部局（許可権者等を含む※）、関係市町村、隣接都道府県、国等（許可権者等を含む※）
有識者	自然環境、生活環境、気候変動等の専門家
住民団体	教育委員会、PTA、消費者団体連絡協議会、生協等
産業団体	農協、漁協、森林組合、観光協会、商工会議所、経営者協会、発電会社、その他業界団体
環境保全等の団体	地域地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、その他環境保護団体

※ 特例に関する許可権者等は、都道府県知事（温泉法、森林法、農地法、廃棄物の処理および清掃に関する法律、自然公園法の国立/国定公園）、河川管理者（河川法）、環境大臣（自然公園法の国立公園）

### 3. 市町村における促進区域の設定

# 3.1.1/3.2.1 促進区域とは - 促進区域設定の考え方

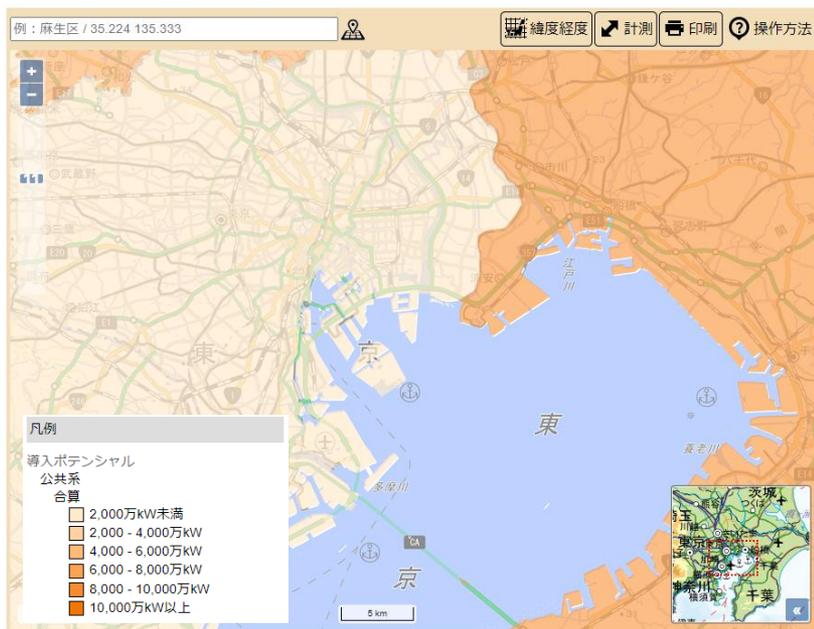


# 3.1.1/3.2.1 促進区域とは - 再エネ導入目標の設定

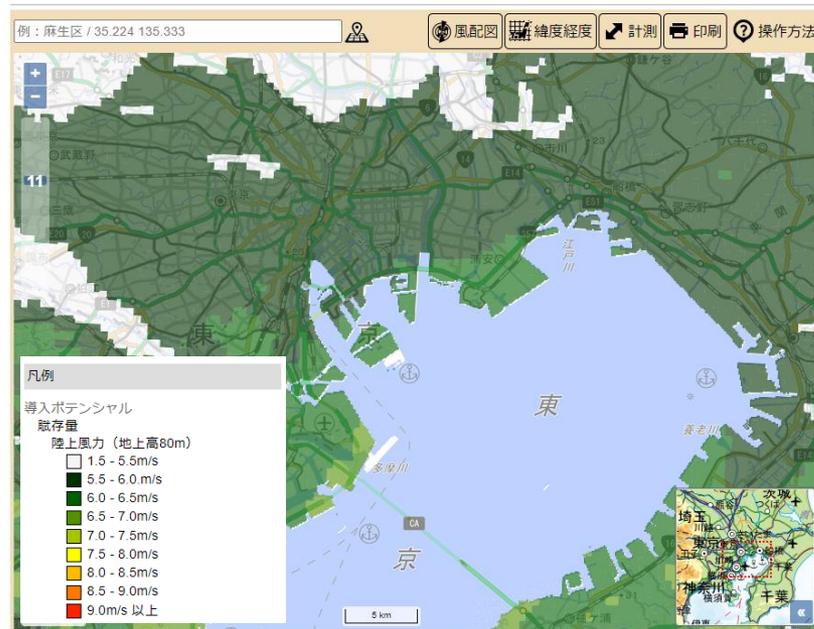


- 2050年カーボンニュートラルの実現のため、各自治体の再エネポテンシャルを最大限活用する観点から、**再エネ種別に再エネ導入目標を設定**すること求められます。
- 長期目標であるほど、足下の**系統整備状況等の諸条件のみにこだわらず**、ポテンシャルの最大限活用を重視して目標設定することが望めます。
- 具体的な目標設定方法は、「**地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）**」（令和4年3月 環境省）で解説しています。

### REPOSによる太陽光ポテンシャルの把握



### REPOSによる風力ポテンシャルの把握



# 3.1.1/3.2.1 促進区域とは - 再エネ導入目標の設定事例①



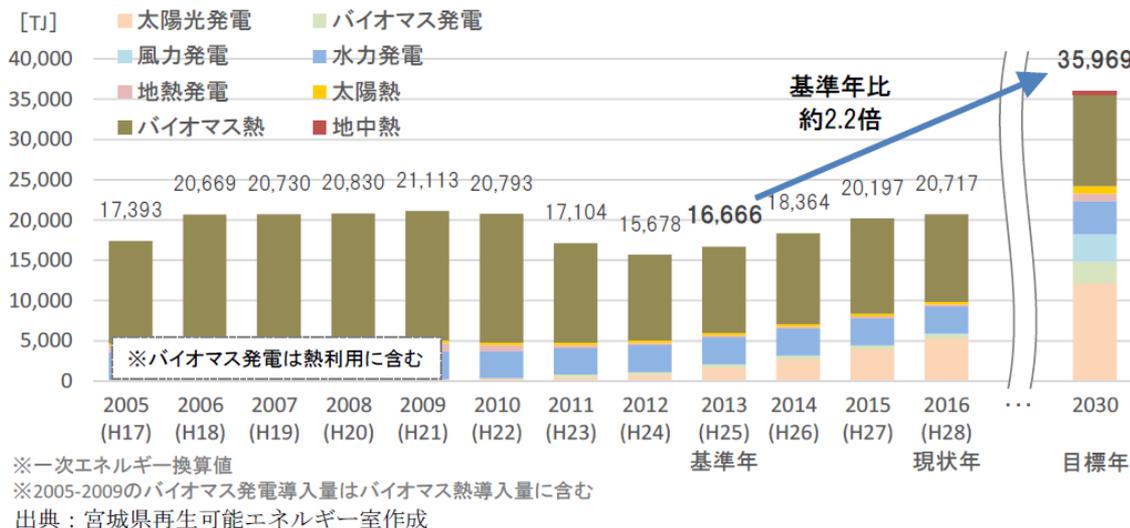
## 参考事例：ポテンシャルに応じた再エネ種別の目標設定（宮城県）

- 宮城県では、2018年10月に「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」を策定しました。
- 再エネ導入量の目標設定にあたっては、ケースを3つに分類、これまでの導入状況やその課題を踏まえた上で、今後の国や県、市町村などの施策を通じて一定の導入が進むことを想定し、導入ポテンシャルの最大限活用と現実的な導入見込量の中程度となる目標値（中位ケース）を採用しています。

### 目標設定の段階

ケース	考え方
高位ケース	2050年に宮城県のエネルギー種毎の導入ポテンシャルについて、最大限活用が進んだ想定の上でバックキャストして2030年の導入見込量を設定。
低位ケース	現状からのトレンド推計及び現実的な導入見込により2030年の導入見込量を設定。
中位ケース	高位・低位ケースの中程度の普及とし、エネルギー種毎に対策効果を加味した上で2030年の導入見込量を設定。

### 再エネの種別導入目標



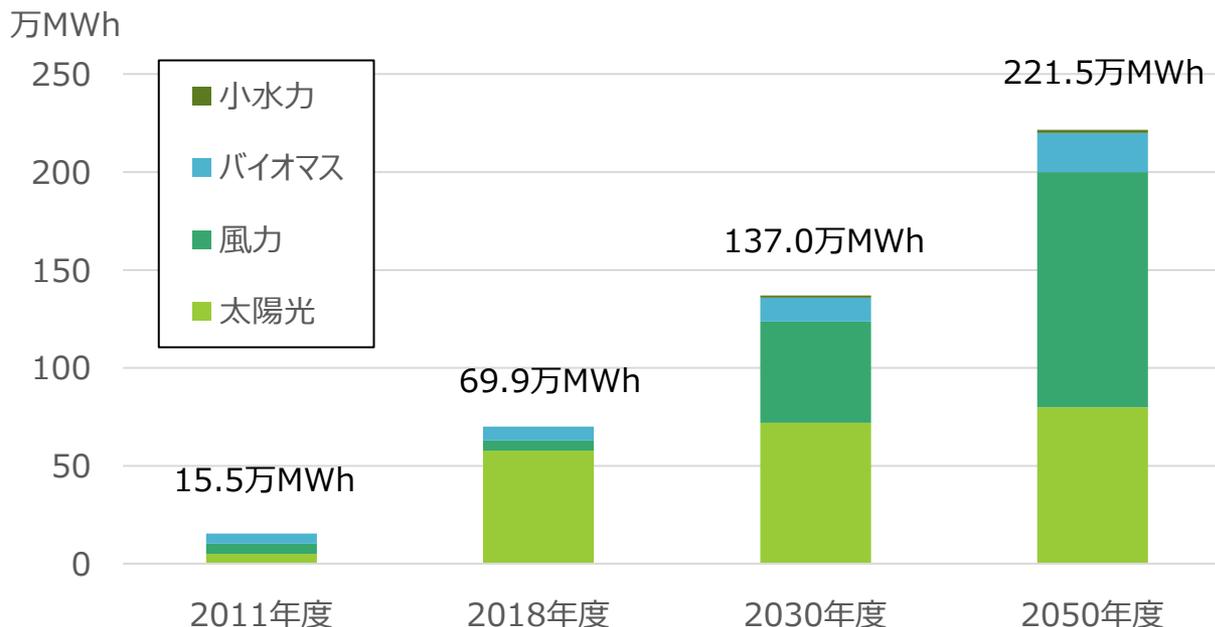
### 3.1.1/3.2.1 促進区域とは - 再エネ導入目標の設定事例②



#### 参考事例：ポテンシャルに応じた再エネ種別の目標設定（浜松市）

- ・浜松市では、2020年4月に「エネルギービジョン改訂版」を策定しました。
- ・風力発電は2017～2019年実施の風力発電ゾーニング事業を踏まえ、浜松市における陸上及び洋上風力発電の「課題はあるが、課題を解決すれば立地が可能なエリア（Bエリア）」を抽出した結果を踏まえて、導入目標を設定しました。

#### 再エネ導入量



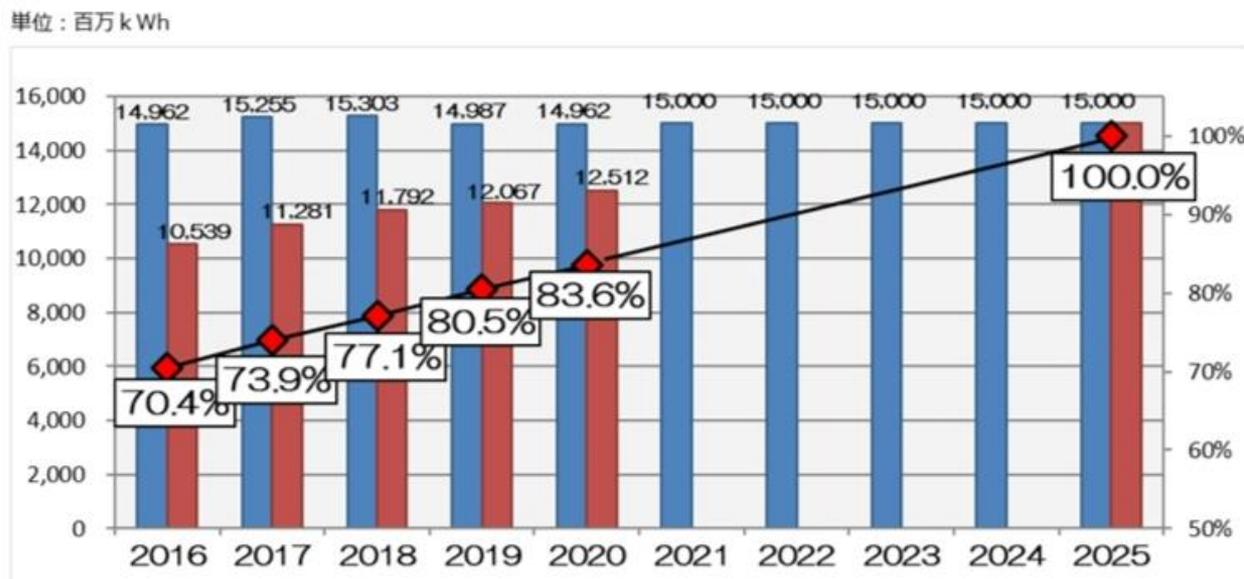
### 3.1.1/3.2.1 促進区域とは - 再エネ導入目標の設定事例③



#### 参考事例：電力需要量に応じた再エネ導入目標の設定（福島県）

- ・福島県では、2021年12月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021～持続可能な社会を目指して～」を策定しました。
- ・県民に分かりやすい指標として、県内電力需要と比較した再エネの導入量の割合について公表しており、2025年度までに、県内電力需要（電力消費量）の100%以上のエネルギーを再エネで生み出すことを目指します。

#### 再エネ導入量と県内電力需要量



### 3.1.1/3.2.1 促進区域とは - 再エネ導入目標の設定事例④



#### 参考事例：長期の再エネ導入目標から逆算した導入目標の設定（長野県）

- 長野県では、2021年6月に「長野県ゼロカーボン戦略～2050ゼロカーボン実現を目指した2030年度までのアクション～」を策定しました。
- 再エネ生産量の目標設定については、短期（2030年度）及び中期（2040年度）は、2010年度から最新実績年度までの傾向に基づき2020年度の値を推定した上で、2050年度の目標値との線形内挿を行い、算出しました。



各種再エネ生産量に関する目標

### 3.1.1/3.2.1 促進区域とは - 促進区域設定の流れ



- ・ 促進区域設定は、**地域の再エネポテンシャルを最大限活用するような意欲的な再エネ導入目標を設定した上で、その実現に向け、環境保全に係るルールに則って、検討することが必要**です。
- ・ 市町村は、国の基準や都道府県基準で定める**「促進区域に含めないこととする区域」**（除外すべき区域）は、促進区域として設定することが出来ません。
- ・ **「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」等と定められている区域**（市町村が考慮すべき区域・事項）については、環境保全に係る影響を検討し、再エネポテンシャルの分布状況（より環境負荷の低い候補地があるか等）や設置形態等を踏まえて、促進区域とするか判断します。

